

副首都の指定要件等について

1 要旨・目的

令和 8 年 10 月 3 日に「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（以下「副首都法」）」の施行令等（案）が公表され、副首都の指定要件が示されたため、本県の状況を報告する。

2 現状・背景

7 月 24 日の副首都法成立後、7 月 28 日に本県は副首都の候補地として手を挙げることを前向きに検討していく旨を発表した。政府は 10 月末の政令制定に向けて、10 月 3 日に副首都の指定要件等の案を示した。

3 指定要件の該当状況

本県は「人口及び経済の集積状況」の要件に該当しない見込み

指定要件		広島県	該当
首都圏との同時被災リスク	首都直下地震緊急対策区域、富士山の火山災害警戒地域のいずれにも該当しないこと	両区域の対象外	○
国の行政機構の立地の状況	地方支分部局が 14 以上設置されている市町村	広島市：18 地方支分部局	○
人口及び経済の集積状況	人口 国内総人口の 1.2%以上の指定都市（1,475,670 人）	広島市人口 1,171,915 人（0.95%）	×
	経済 国内総生産（名目）に対する割合が 2.1%以上の道府県 R 5 年度：13 兆 0327 億円	R 5 年度県内総生産（名目）12 兆 6081 億円（2.03%）	×
必要な地方行政体制	・特別区の設置 ・地方自治法に基づく連携協約の締結及び推進体制の構築	制度上、 ・特別区の設置は不可 ・連携協約の締結及び推進体制の構築は可能	—※

※ 指定都市と連携協約を締結した場合は該当

【出典】地方支分部局：内閣人事局 令和 7 年 10 月 1 日現在の国の行政機関の組織
人口：令和 7 年度国勢調査
国内総生産：内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算
（令和 5 年度 国内総生産（名目） 620 兆 6055 億円）
県内総生産：令和 5 年度広島県市町民経済計算結果（R8.3.31 公表）

4 本県の対応状況

10 月 9 日 国に対する要望活動を実施（別紙）

5 今後のスケジュール（予定）

10 月末 政令の制定
令和 9 年 10 月末まで 副首都の基本方針を策定

副首都のあり方に関する要望

10月3日に「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令等（案）について（以下「施行令等案」）」が公表されました。

今回示された副首都指定の要件では、人口及び経済の集積状況として「国内総人口に対する指定都市人口の割合が1.2%以上の指定都市」、「国内総生産に対する道府県内総生産の割合が2.1%以上の道府県」等の基準が示されましたが、このような要件設定では、大規模災害時の国土全体でのリスク分散や多極分散型経済圏の形成といった観点から課題があると考えております。

これらの点を踏まえ、副首都のあり方について、次の事項を要望いたします。

1 「副首都指定の要件」の考え方の明示

今回の施行令等案で示された副首都指定の要件である「人口及び経済の集積状況」の割合（数値）が、副首都法の基本理念である「多極分散型経済圏の形成」の実現に向けてどのような意味を持つのか、その基本的な考え方をお示しいただくようお願いします。

また、「国の行政機構の立地状況」や「必要な地方行政体制」が、国家社会機能の継続性の確保の観点から、副首都機能の発揮にどのように影響するのかについても、併せて考え方をお示しいただくようお願いします。

2 国土全体を見据えた副首都の適正配置

「大規模災害時の国家社会機能の継続性確保」「多極分散型経済圏の形成」という副首都法の基本理念を実現するためには、副首都に一定の人口・経済集積が必要なことは理解しておりますが、既存の大都市に限定した全国一律の指標で判断するのではなく、将来的な発展可能性など各圏域の置かれた状況を踏まえて、幅を持った基準とすべきではないかと考えます。

このため、今回の施行令等案では副首都候補となる都市が存在しない東北地方や中国・四国地方等の存在も考慮し、全国的な地域バランスを踏まえた指定要件としていただくようお願いします。

3 幅広い関係者が参加した議論の実施

大規模災害の発生時にも国家社会機能を維持し、多極分散型経済圏を形成しつつ、それぞれの圏域が有機的に連携しながら発展するためには、地方自治体を含む様々な関係者の意見を集約し、副首都の基本方針等に反映させながら、副首都の具体像を明確にしていく必要があります。

政令制定後に予定されている基本方針等の議論においては、今回示された副首都指定の要件に該当しない地域も含め、幅広い関係者が参加する形での丁寧な議論を進めていただくようお願いします。

令和8年10月9日

広島県知事 横田 美香